

契約約款

1. **承諾：** これらの契約条件（以下「約款」）と本契約にて参照される文書は、デーナ・インコーポレイテッド又はその関連会社（以下「デーナ」）の中の一社により、各々の発注書にて特定されたサプライヤ（以下「サプライヤ」）に対して発行された、製品（以下「製品」）及び役務（以下「役務」）に関するすべての発注書（以下「発注書」）についてこれを支配するものとする。デーナとサプライヤは、複数及び個別の場合において「契約契約当事者」として総称されるものとする。サプライヤによる本発注書のいずれかの部分の承認又は履行、あるいは発注書並びに発注対象に関連して契約の存在を認識することになる、その他のいかなる行為も、サプライヤにより本発注書、その約款と本契約にて参照される文書（以下「契約」と総称）の承諾（以下「承諾」）が行われたものとする。デーナは、デーナのオファーに対するサプライヤの提案、発注請書又はその他の形式の承諾といった種類を問わず、本契約に条件を追加することになる、これとは異なる、又は矛盾する内容となる場合、それがいかなる条件であっても異議申立を行うものとする。かかる性質の条件提案はこれを無効とする。デーナがサプライヤによるオファーに対して、その発注書の条件、約款又は本契約にて参照された文書がサプライヤのオファーの条件に追加することになる、これとは異なる、又は矛盾する内容となる場合、デーナによる発注書の発行をもってサプライヤのオファーの承諾が行われたものとする。但し、発注書の条件、約款と本契約にて参照された文書に条件を追加することになる、これとは異なる、又は矛盾する内容にサプライヤが合意し、かかる条件がサプライヤのオファー対象に関するサプライヤ及びデーナ間の完全な合意が行われたことを明示的に承認することを条件とする。デーナによる発注書の発行から10日以内に、サプライヤから正当な権限を与えられた代表により署名された、書面でのデーナに対する異議申立が行われない場合、サプライヤはこれに合意・承認したものとみなされる。
2. **期間：** 本契約は、サプライヤの承諾（）が行われた時点（以下「発効日」）から有効になり、発注書で定められた最も遅い契約満了日（以下「契約期間」）日に無効となるものとする。発効日から起算して12ヶ月毎の期間を「契約年度」とする。
3. **製品及び役務：**
 - a. サプライヤによって提供される製品及び役務は、発注書にて詳述するものとする。幾つかの場合（通常は量産品）において、デーナは必要量、納期を詳述した製造開始許可書（以下「許可書」）を発行するものとする。
 - b. 発注書および/または許可書に定められた出荷日7日前までにデーナにより発注書および/または許可書の解約が行われなかった時点で初めて、発注書および/または許可書はデーナが特定の製品を購入する拘束力を持つ約定となるものとする。
 - c. デーナは、契約契約当事者間の取引状態の如何によらず、独自の裁量で他の調達先から製品及び役務を購入するか、又は員数を削減することができるものとする。
4. **競争力：** 契約期間中、サプライヤは価格、納入、品質、技術と役務に関して競争力を維持するものとする。デーナが何らかのサプライヤ競争力欠如の性質に関する、具体的な情報を記載した書面による通知をサプライヤに送付した場合、サプライヤはかかる通知の受領後15日以内に、件の競争力欠如状態を速やかに改善するものとする。当該サプライヤが、その競争力欠如状態の改善に失敗するか又はこれを辞退した場合、デーナは自己裁量により、本約款の第33.a項（正当事由）に基づき、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
5. **価格、通貨、請求及び支払条件：**
 - a. **価格：** 製品及び役務の価格（以下「価格」）は発注書で規定するものとし、別途発注書に定めのない限り、価格は売上税、付加価値税又は類似の売上高税あるいは課徴金を除く、すべての課税対象となる連邦・州・地方税、公租公課を含むものとする。サプライヤは、自らが支払義務のある又はデーナから回収する必要のあるすべての売上税、付加価値税又は類似の売上高税あるいは課徴金を、請求書上に別途明記するものとする。価格は、製品及び役務に対する満額且つ完全な報酬を構成するものとし、当該製品の販売及び役務の提供に関連するすべての材料費、労賃、手数料、付加給付、保険、利益、間接費と各種税金（売上税、付加価値税又は類似の売上高税あるいは課徴金がある場合、これを除く）に対する報酬を含むものとする。本発注書に特別に記載のない限り、サプライヤはデーナの正当な権限を与えられた代表による書面による事前の合意なくして、いかなる状況下であっても値上げを行うことはできないものとする。
 - b. **通貨：** デーナは、発注書で定められた通貨か、指定のない場合はデーナの自己裁量により決定された通貨でサプライヤに対して支払を行うものとする。取引実施国外の場所における製品又は役務の販売にかかる通貨調整は、契約契約当事者間の書面による合意がある場合にのみ行うものとする。

契約約款

c. **請求**： サプライヤは、適切な証憑書類及びその他合理的にデーナから要求される情報を添付した、正確且つ完全な請求書又はその他承認された請求情報を提出するものとする。デーナは、正確且つ完全な請求書又はその他必要とされる情報を受領し、確認を終えるまで支払いを保留することができるものとする。契約契約当事者間で別途合意のない限り、サプライヤはデーナに対して月単位で請求書を発行するものとする。サプライヤによる請求書の提出は、以下の事実の証明を構成するものとする： (a) かかる請求書に記載された納入済み製品及び役務の量と金額が真正かつ正確であり、かかる製品及び役務が契約約款に従って納入・履行されたこと、そして (b) 請求書はサプライヤを法的に拘束する権限を与えられたサプライヤの代表者によって提出されていること。かかる請求書の対象である製品及び役務のデーナに対する提供が完了するまで、サプライヤはデーナに対して一切請求書を提出してはならないものとする。但し、前払い又は前金である旨が本契約で明示的に規定されている製品又は役務については、本契約に明文規定のある範囲内において、既述の制約の対象外とする。

d. **支払条件**： 発注書に明文規定のない限り、デーナは請求日から起算して 62 日後、但し製品及び役務の納入から少なくとも 62 日後となる、社内の次回の通常支払予約日に、係争事項がなく適切な証憑書類の揃ったすべての請求書に対して、ACH 経由で支払を行うものとする。支払は、いかなる瑕疵又は不適合製品に対しても承諾を構成するものではない。サプライヤに対する全債務は、デーナに対するサプライヤとその関連会社の全負債を控除した金額とみなすものとする。デーナは、本契約又はデーナとサプライヤ及びその関連会社の間で行われるその他すべての取引の下で発生したサプライヤ及びその関連会社に対する全債務につき、これを相殺又は弁償する権利を有するものとする。

6. **梱包と出荷**： サプライヤは、荷捌き・梱包・搬入において一切の追加料金を請求することなく、デーナが提供するすべての指示に厳格に従うかたちで製品を適切に梱包・出荷するものとする。デーナが梱包又は出荷指図書を提供しない場合、サプライヤは業界における最良実施例に従い製品を梱包・出荷するものとする。サプライヤは、デーナにより必要とされるすべての船積書類を提出し、すべての梱包と関連書類にデーナの社名と仕向地を明記するものとする。デーナによる員数と重量の確認値がサプライヤのそれと異なる場合、デーナの確認値を最終値とする。サプライヤがデーナより提供されたリターナブルパッケージを使用するよう要求された場合、サプライヤはリターナブルパッケージの清掃と返却の責任を負うものとする。リターナブルパッケージを利

用できない場合、サプライヤは使い捨てパッケージを使用することができ、デーナはかかる使い捨てパッケージにかかる妥当な費用をサプライヤに対して払戻しするものとする。

7. 仕様、変更及びプロセス改善：

a. **生産仕様**： サプライヤは、デーナ又はその顧客により提供されたすべての仕様も含め、契約約款に厳格に従いすべての製品を生産するものとする。

b. **変更**： デーナは、サプライヤに書面にて通知することにより、製品図面、仕様、資材、品質要件、納入時期・方法、梱包、検査、員数と関連事項に関する変更をいつでも実施できるものとする。かかる変更に伴う何らかの価格調整をサプライヤが要請・請求する場合、デーナによるかかる変更に関する通知をサプライヤが受領してから 10 日以内に書面にてその正当性を明確に説明するものとする。デーナがその調整が適切であると判断する場合、契約契約当事者は価格（値上げ又は値下げ）、出荷・納入条件の変更又はその他の適切な調整につき、誠意をもって公平な調整を交渉するものとする。すべてのエンジニアリング、生産又はプロセスの変更・改善は、発案者がデーナであるかサプライヤであるかによらず、デーナ社サプライヤ品質マニュアルに規定されているデーナの製品変更要請プロセスに則って処理するものとする。当該マニュアルは、www.dana.com の「サプライヤ」リンクの下か、あるいはデーナが指定する場合のある別の場所（以下「サプライヤ品質マニュアル」）で閲覧することができる。サプライヤ品質マニュアルは、本参照をもって本契約約款の一部として扱うものとする。

c. **サプライヤ側発案のプロセス改善**： サプライヤは、デーナの書面による事前の合意がない限りは、製品のデザイン、プロセス、品質要件、梱包・出荷の改善を一切実施しないものとする。サプライヤがデーナから承認を得た製品のデザイン、プロセス、品質要件、梱包・出荷の改善を実施し、結果として製品をデーナに納入するコストの削減につながった場合、これによって生じた利益（かかる変更を実施する上でサプライヤ又はデーナ側に発生したすべての合理的な原価を差し引いた金額）は契約契約当事者間で平等に共有するものとする。

d. **デーナ側発案のプロセス改善**： デーナが製品のデザイン、プロセス、品質要件、梱包・出荷の改善（サプライヤ品質マニュアル又はデーナの検査水準への何らかの変更を含む）を発案し、結果として製品をデーナに納入するコストの削減につながった場合、これによって生じた利益（かかる変更を実施する上でサプライヤ又

契約約款

はデーナ側に発生したすべての合理的な原価を差し引いた金額)はデーナが単独で享受するものとする。

8. 納入、所有権、損害リスク負担とロジスティクス

a. 納入、所有権と危険負担： すべての製品及び役務の提供は、発注書記載の納品日程又はデーナからの指示に基づいて行われるものとする。サプライヤは、発注書又は生産許可書記載の製品員数、納期、仕向地に対してこれを納入するものとする。デーナへ製品及び役務を提供する上で、員数と納期は大変重要な要素となる。すべての製品は、契約契約当事者間で別途書面による合意のない限り、FCA サプライヤ工場（インコタームズ 2010）の建値で価格設定し、これに基づいて納入するものとする。製品の所有権は、荷受け地にてデーナが製品を受領した時点でデーナに移るものとする。製品の輸入に伴い輸入者としてデーナに対する相殺関税の賦課金が発生した場合、かかる賦課金の払い戻しが準拠法の下で合法であることを前提に、サプライヤはデーナに対してかかる相殺関税を払い戻すものとする。

b. 納期遅延： サプライヤが該当する発注書又は生産許可書で定めた納期を実現できず、本契約約款の下でサプライヤがかかる遅延の責任を免れない場合、デーナは代わりの調達先から代替製品及び役務を調達することができるものとし、代わりの調達先からかかる代替製品及び役務を調達するために発生した費用につき、サプライヤはその支払責任を負うものとする。デーナは、代替製品及び役務によって置き換えられた製品及び役務につき、引き続き契約に基づく金額をサプライヤに対して支払い続けるものとする。

c. ロジスティクス： 契約契約当事者間で別途合意のない限り、デーナは輸送方法及びサプライヤの利用する輸送会社の選択責任を負い、輸送会社とその運賃及びその他の条件について交渉を行うものとする。契約契約当事者間で別途合意のない限り、デーナは指名した輸送会社へのすべての支払責任を負うものとする。上記の規定にもかかわらず、サプライヤ（又はサプライヤの指示又は管理下で行動をしている何らかの個人又は法人）の行為又は不作為の結果として、サプライヤによる納期遅延が発生又は発生する可能性が高い場合、サプライヤは追加の運賃を支払い、遅延の対象となっている製品をデーナに対して可及的速やかに出荷するものとする。

d. 陸揚費用の変更： 契約期間中にデーナが輸入関税又は輸送会社運賃の増加のような、製品の陸揚費用に著しい増加が生じた場合、デーナはかかる事象につき

書面による通知をサプライヤに対して行い、対象製品の価格の再交渉を求めることができるものとする。かかる要請が行われた場合、契約契約当事者は誠意をもって対象製品の関係価格を再交渉するものとする。デーナによる通知日から 30 日以内に契約契約当事者が再交渉価格に相互合意できなかった場合、デーナは本約款の第 33.a 項（正当事由）に基づき、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

9. サプライヤ・マネージド・インベントリー：

a. デーナから要請があった場合、サプライヤは、デーナの精査と承認を条件として、デーナによる通知に基づいて生産される部品と部品組立品のカンバン JIT 生産技術の活用を含む、サプライヤ・マネージド・インベントリープログラムを確立・維持する計画を立案・運用開始するものとする。

b. サプライヤは、デーナに対する本契約で定めた義務履行能力を損なう又は妨げとなりうるような員数・生産工程を条件とし、他社に対してデーナへ納入している製品を含むいかなる製品も、販売・組立・製造あるいは販売・組立・製造委託を行わないことを約束するものとする。サプライヤは、本契約で定めたデーナに対する義務履行能力を確保するのに必要な規模の原材料の在庫を維持、又はその下のサプライヤから原材料を購入することを保証するものとする。サプライヤが、(a) デーナへ納入している製品を含め、そのすべての顧客に対して納入義務を負っている製品を納入するのに十分な量の原材料を確保することができない場合、又は (b) 本契約で定めた製品の納入・販売義務の履行が困難な状況（例：サプライヤに帰責事由のない遅延の場合）に陥った場合、サプライヤは利用可能な原料及び完成品の供給配分につき、本契約で定めたデーナに対して負う義務を履行することを最優先扱いするものとする。サプライヤは、本契約の第 9 条 b 項にて定めた合意事項と一致しない契約又はその他の手配を、いかなる顧客とも一切締結しないことを保証するものとする。

10. 供給拠点： サプライヤは、本発注書で特定された供給拠点においてのみ、あるいは発注書に特段の定めのない場合は、契約発効日において実在することが確認されている供給拠点（以下「供給拠点」）においてのみ製品を生産・流通・供給するものとする。サプライヤは、デーナの書面による事前の合意なくして製品生産用の供給拠点の変更、又は製品生産用のいかなるプロセスの変更も行わないものとする。

契約約款

11. **貿易信用、原産地：** 本契約に関する貿易信用、輸出信用、関税払戻し、関税還付請求権、税金・手数料リポートその他の類似費目（以下「貿易信用」と総称）を含め、本契約で定めた購入製品に関連した移転可能な信用又は利益は、準拠法により禁止の定めのない限り、デーナに帰属するものとする。サプライヤは、デーナが以下の行為を行う上で必要な製品に関するすべての情報及び記録、その他の情報と協力を提供するものとする：
(1) 貿易信用の受領、(2) 税関関連の義務、原産地記載、ラベル要件、証明又はローカルコンテンツ報告要件の履行、(3) 適用可能な貿易特惠制度の下での特惠関税処理の要請、(4) 輸入国における何らかの関税繰延又は自由貿易区域プログラムへの参加、(5) 必要に応じて生産者証明書及び NAFTA 原産地証明を含めた製品の原産国及び価格の申告。

12. 輸出許可書、安全性：

a. **許可証：** サプライヤは、別途書面で承認されない限り、製品及び役務の製造及び提供にかかるすべての輸出許可書と認可を取得し、すべての輸出税、関税、税金並びに手数料を支払うものとする。別途書面の合意がある場合、サプライヤはデーナがかかる輸出許可書又は認可を取得するのに必要なすべての情報及び記録を提供するものとする。

b. **安全性：** サプライヤが国外拠点から特定の国に製品を出荷する場合、サプライヤは、全サプライチェーンを通して貨物を安全に輸送する義務を負い、そのために必要な手段を講じ、準拠法の下で必要とされるすべての安全要件（工場及び輸送コンテナの安全性を含む）を遵守するものとする。

13. **労働契約：** サプライヤは、サプライヤ又はその下請業者との現行労働契約につき、かかる契約期間の最低 6 ヶ月前に延長又は置換が行われていない場合、その契約満期日をデーナに対して通知するものとする。デーナはこれを受け、製品の必要数、梱包・保管要件を指定した上で、製品の追加在庫の製造及び供給を書面にて指示することができるものとする。サプライヤは、現行の労働契約の満了日前から、同契約が延長される又は新規契約が締結されるまで、デーナの書面による指示に従うために商業的に合理的な努力を行うものとする。明確にするために記すと、いかなる労働契約の満了、労働争議、ストライキ、職場放棄又は類似の事件の発生は、いずれもサプライヤの本契約上の義務履行を免責するものではないものとする。

14. 製品検査

a. デーナは製品受領後、デーナには契約上の義務はないものの、製品が本契約で定めた要件を満たしていることを確認するために受領検査を実施できるものとする。デーナの製品受領は、製品がかかる要件を満たしているという証拠とはみなされず、検査前のデーナからの支払いもまた同様に製品の受領を構成するものではなく、不適合製品に対するサプライヤの責任を免除するものではない。日本国商法第 526 条は、本契約には適用されないものとする。

b. デーナは、受取時検査の結果製品が本契約で定めた要件を満たしていないと判断した場合、製品の受領を拒否することができるものとする。

15. 製品保証、不適合製品とリコール

a. **製品保証：** サプライヤは、発注書記載の期間又はデーナによりデーナの顧客に対して提供される保証期間のうちいずれか長い方の期間、本契約の下でサプライヤからデーナに対して提供されるすべての製品は、(i) 新品であり、(ii) 担保権、債権、督促、留置権又はその他負債を一切持たない、譲渡可能な権原を持って納入され、(iii) デザイン（たとえデザインがデーナによって認可されているとしても）、材料、製造技術上の瑕疵がなく、(iv) 販売と本来の用途への使用に適した品質を有し、(v) デーナ及びデーナの顧客によって提供されたすべての仕様、図面、サンプル、性能要件又はその他備考を満たしており、(vi) すべての準拠法に従っており、(vii) 企業秘密の悪用又は何らかの特許・商標・著作権又はその他の知的所有権の違反・侵害・悪用あるいはその他の方法による何らかの侵害が一切行われていないことを表明し、保証し、約束するものとする。既述の表明、保証と約束に加え、サプライヤは、製品、原料又は部品の生産者及びベンダーから取得した権利（保証請求権を含む）を、譲渡できるすべての範囲内においてデーナに移転・譲渡するものとする。かかる保証は、法律によって示唆・提供された又はサプライヤによって提供されたすべての保証に更に追加するかたちで提供され、デーナによる受諾と支払いが行われた後も無効とはならないものとする。

b. **不適合製品：** 本契約又は準拠法の定めるデーナのその他の救済手段を制限することなく、製品が第 a15 条 a 項の要件を満たさない場合（以下「不適合製品」）、デーナはかかる製品に関して以下の救済手段をすべて行使することができるものとする：

(i) **返品：** デーナは、不適合製品をサプライヤに返品することができるものとする。

(ii) **代品：** デーナは、不適合製品をサプライヤに返品し、更にサプライヤが費用を負担した上でデーナの

契約約款

指示に従い、代替製品によって返品された不適合製品を取り替えるよう指示することができるものとする。この際、かかる代替製品はデーナによって書面で提供されたすべての指示に従ってデーナに納入されるものとする。

(iii) **修繕作業**： デーナが不適合製品の修復が必要と判断した場合、かかる不適合製品を適合製品へと修復する上で必要な追加作業（以下「修繕作業」）の実施を含め（すべての材料費も含め）、デーナは (a) 修繕作業を独自に実施するか、(b) 第三者に修繕作業を依頼するか、あるいは (c) サプライヤに修繕作業を依頼する選択を行うことができるものとする。(a) 又は (b) の場合、かかる修繕作業費用は、デーナの裁量により、かかる不適合製品が納入されなければ発生していたサプライヤへの支払金額の中から相殺されるか、あるいは、デーナの要求から 30 日以内にサプライヤから別途払い戻しを受けるものとする。(c) の場合、かかる修繕作業はサプライヤが全費用を負担するかたちで行なわれるものとする。

(iv) **所有権の保護及び債務の削除**： 製品に瑕疵のある権原が付いているか、又は担保権、債権、督促、留置権又はその他負債が付いている場合、デーナはサプライヤに対して、サプライヤが全費用を負担するかたちで、その所有権を弁護するよう指示をすることができるものとし、デーナによって書面で要求があった場合、サプライヤはかかる担保権、債権、督促、留置権又はその他負債につき、その負債に対して支払を行うか保証金を納付することにより直ちにこれらを削除するものとする。サプライヤがかかる担保権、債権、督促、留置権又はその他負債につき、その負債に対して支払を行うか保証金を納付することにより、デーナからのかかる債務削除要請が行われてから 2 日以内にこれらを削除することができない場合、デーナは自己裁量により、以下の行為を行うことができるものとする： (a) かかる担保権、債権、督促、留置権又はその他負債につき、その負債に対して支払を行うか保証金を納付することにより直ちにこれらを削除する。この場合、サプライヤは担保権、債権、督促、留置権又はその他負債を削除するために行ったすべての支払いを含め、発生したすべての費用につきデーナに対し債務を負うものとする。あるいは、(b) かかる製品の受諾を取り消す。この場合、サプライヤは、かかる製品に関連してデーナから受領したすべての報酬並びにかかる解約に関連してデーナ側で発生したすべての費用を速やかに返金・支払を行うものとする。疑義を避けるために、修繕又は代替されたすべての製品は、第 15 条 a 項で定められた保証の適用を受けるものとする。

c. **リコール**： デーナがサプライヤによって提供された何らかの製品により、何らかの自主的又は政府主導のリコール、サービスキャンペーン又はデーナ側並びに顧客主導の類似プログラム（以下「リコール」）の開始

につながった、あるいはその原因のひとつとなった場合、サプライヤは通知費用、修理・代品費用、違約金、罰金、買い戻し、輸送費、労賃、事務費用を含め、リコールに関するデーナの誠実な責任分担割合に基づき、かかるリコールの結果生じたすべての費用と損害につき責任を負うものとする。

16. **拒否された製品**： デーナが第 14 又は 15 条に従い製品を拒否する場合、サプライヤは、拒否された発注書又は生産許可書記載の製品の員数を、拒否された不適合製品の員数と同じだけ削減するものとする。又、デーナはかかる拒否された製品につきサプライヤに対する支払義務を一切負わないものとする。デーナが拒否された製品に対して既に支払を行っている場合、サプライヤはかかる製品につきデーナにより支払われた金額を速やかにデーナに対して払戻すものとする。デーナによって拒否された製品は、サプライヤの危険負担でデーナが保留するものとする。サプライヤは、拒否された製品の返品につき全費用を負担するものとする。デーナによるサプライヤに対する拒否通知の後 10 日（又は状況により商業的に合理的な限り、更に短い期間）以内に、サプライヤがデーナに取扱指示を提供できなかった場合、デーナは対象となる拒否された製品の廃材までの保管・取扱費用を、廃棄に際し一切の責任を負うことなくサプライヤに対し請求できるものとする。

17. **役務**： サプライヤは、役務は： (i) プロフェッショナルとしての最高水準に基づいて良質且つ専門家による技術を用いて提供されること、(ii) すべての準拠法に従い提供されること、(iii) 準拠すべき移民法に従い役務を行なう労働許可証を有する人物により提供されること、(iv) 発注書の定めるすべてのすべての要件を満たしていること、(v) 企業秘密の悪用又は何らかの特許・商標・著作権又はその他の知的所有権の違反・侵害・悪用あるいはその他の方法による何らかの侵害が一切行われていないことを表明・保証し、約束するものとする。デーナが本項の下で定めた保証義務につきサプライヤが違反しており、当該役務を再度実施又は修正する（以下「修繕役務」）必要があると判断した場合、デーナは (a) 修繕役務を独自に実施するか、(b) 第三者に修繕役務を依頼するか、あるいは (c) サプライヤに修繕役務を依頼する選択を行うことができるものとする。(a) 又は (b) の場合、かかる修繕役務費用は、デーナの裁量により、かかる役務違反がなければ発生していたサプライヤへの支払金額の中から相殺されるか、あるいは、デーナの要求から 30 日以内にサプライヤから別途払い戻しを受けるものとする。(c) の場合、かかる修繕役務はサプライヤが全費用を負担するかたちで行なわれるものとする。

契約約款

18. 保険と補償：

a. 保険： 契約期間中、サプライヤは、以下に詳述された最低限度額の補償内容を有する保険を自らの費用負担で付保するものとする：

(i) 労働災害補償：

(1) 最低 1,000,000 ドルを限度とする使用者賠償責任を含む法定限度。

(2) その他のすべての従業員については、従業員の雇用国又は居住国のうちいずれか適切な国において通例且つ慣習化されているか、あるいは必要とされている保険又は給付金。かかる保険又は給付金は、従業員の雇用国又は居住国のうちいずれか適切な国において通例且つ慣習化されているか、あるいは必要とされていることから、非政府団体が出資している保険、社会保障プログラム又は私企業である保険会社により提供されるものを付保することができるものとする。

(ii) 企業総合賠償：一件当たり最低 5,000,000 ドルを限度とし、対人・対物事故に対して適用されるもの（製品/完了済み作業、契約責任、人格権侵害と広告宣伝侵害を含む）。本補償は、プロフェッショナルサービスの提供中に発生する賠償責任の免責を含まないものとする。本補償は、賠償責任の発生する事象の発生場所及び訴訟又は賠償責任請求が行われた場所によらず、世界中で適用されるものとする。補償は主たる保険又は追加の補償として提供することができるものとする。かかる保証が求償請求の実際の提出（すなわち、保険の有効期間内に提出された請求のみを保証する保険）に基づいて付保される場合、遡及日は契約発効日以前の日付とし、本契約の満期以降 5 年間は付保されるものとする。

(iii) 該当する場合、自動車賠償：一件当たり最大 5,000,000 ドルを限度とし、自社所有、他社所有又はレンタルの自動車において、かかる自動車为本契約に関連した業務の一環として使用されている場合、対人・対物事故に対して適用されるもの。

(iv) 該当する場合、デーナが所有しているか否かによらず、本契約の下で提供されており、デーナが占有権を取得する時まではサプライヤ又はその代理人の監理・監督・管理下にある資産と対象としたオールリスク対物補償（輸送中/貨物を含む）。

(v) 該当する場合、対物補償を含む企業犯罪賠償。

(vi) 本契約で定めた製品又は役務のためにデーナが適切とみなすその他すべての保険補償。

(vii) アンブレラ/超過責任：主たる企業総合賠償責任、自動車総合賠償責任又は使用者賠償責任補償を超えた場合に適用される、一件当たり 5,000,000 ドルの補償。

本契約の下で必要とされる補償は、デーナの付保したいかなる補償の超過・補足補償ではなく、主たる補償として付保・裏書されるものとする。加えて、補償は最低でも AM ベスト社評価において A-X 評価又は現地の保険商慣習においてこれに相当する評価を持つ保険会社による付保を受けるものとする。保険発効日からその後の保険補償の各更新日毎に、サプライヤは必要とされる補償内容を記載し、すべての自己負担額又は自家保険の保有について記した保険証券をデーナに提出するものとする。必要とされる保険補償を解約又は更新しなかった場合、サプライヤ又はその保険付保者は、デーナに対して 30 日間の事前通知を行うものとする。サプライヤは労働災害補償保険を除く上記のすべての保険証券に、デーナを追加被保険者として明記するものとする。

本契約第 18 条 a 項の下のサプライヤの義務は、本契約で定める補償における賠償義務又は求償責任を一切制限又は軽減するものではない。

b. サプライヤによる補償： サプライヤは、本契約におけるサプライヤの業務によって生じる、又はこれに付随するか結果として生じるすべてのあらゆる賠償責任、損害、違約金、費用、請求、督促、出費（合理的な弁護士費用及び専門家起用代金等）に対し、デーナ、その関連会社と顧客、それら契約契約当事者の現在及び元役員、従業員、下請業者、後任者並びに譲受人（以下「デーナの被補償者」）を弁護・補償・免責することに合意するものとする。これには以下の事項も含むものとする：

(i) サプライヤによる、本契約で定めた何らかの表明・保証・合意・義務内容の違反、

(ii) サプライヤ及びその役員、従業員、下請業者、後任者並びに譲受人による、何らかの怠慢、詐欺又は故意あるいは不作為、

(iii) デーナまたはその顧客による製品、デーナの工作器具又はその他のデーナ社資産に対する所有権にとって不利益となるすべての担保権、債権、督促、留置権又はその他負債、

(iv) サプライヤによる本契約第 26 条（法令遵守と営業行為）の違反、

契約約款

(v) サプライヤ又はその関連会社並びに下請業者の内いずれかの従業員によって発生したすべての債務、

(vi) デーナ (又はその下請業者又は顧客) の従業員による求償請求も含め、サプライヤ又はその関連会社あるいは下請業者の行為又は不作為によって発生したすべての人格権侵害、死亡、又は有形無形の個人資産並びに不動産に対するすべての求償請求。

c. 補償手続： デーナ被補償者は、本第 18 条の下で補償を請求又はこれに関する訴訟を行う場合、速やかにサプライヤに通知し、サプライヤの費用負担で、かかる請求又は訴訟を弁護するためにサプライヤに協力するものとする。サプライヤは、デーナ被補償者が自己裁量により、自らの費用負担の上でかかる請求又は訴訟の弁護に参加する場合を除き、かかる請求又は訴訟の弁護及びその調停又は示談を目的としたすべての交渉を行う権利を有するものとする。上記の規定にもかかわらず、サプライヤは、デーナ被補償者の書面による事前の合意なくして、いかなる開始済み又はその恐れのある請求又は訴訟における判決登録への調停、示談、合意を行ってはいないものとする。但し、かかる調停・示談・合意が以下の場合はその限りではない： (i) 対象となる補償対象者を、開始済み又はその恐れのある請求又は訴訟によって生じるすべての賠償責任から無条件に免責する内容である場合、 (ii) 本質的に金銭のみを対象としたものであり、デーナ被補償者又はその代理人による過失、有責性又は行動の失敗を表明あるいは承認する内容や、あるいはデーナ被補償者にとって不利益な影響を持つ内容を含まない場合。

d. 救済策の選定： 本契約の下でサプライヤによって提供された何らかの製品又は役務が、企業秘密の悪用又は何らかの特許・商標・著作権又はその他の知的所有権の違反・侵害・悪用あるいはその他の方法による何らかの侵害を構成する、あるいはサプライヤの合理的判断でこれを構成する可能性が高いという判断に至った場合、サプライヤは、その補償義務に加え、普通法・衡平法においてデーナが利用可能なその他の救済策を制限することなく、自らの費用負担で、かかる状況下でデーナの希望する手段を協議した上で、以下の行為を行うことができるものとする： (a) デーナ被補償者が、かかる製品又は役務を引き続き利用できる権利を入手する、 (b) かかる製品又は役務を、侵害・悪用を行っていない等価物と取り替える。但し、かかる代替により製品又は役務の機能、性能又は品質が結果的に低下しないことを前提条件とする、 (c) かかる製品又は役務を、侵害・悪用を行っていない等価物へと改造するあるいは第三者に改造させる。但し、かかる改造により製品又は役務の機能、

性能又は品質が結果的に低下しないことを前提条件とする。又は、 (d) デーナ又はその顧客に不利益となる影響を与えないことにならず、製品又は役務の機能、性能又は品質が結果的に低下しないことを前提条件として、実用的な回避策を作り上げること。

19. 知的所有権：

a. デーナの知的所有権： 契約契約当事者は、本契約の下でデーナがサプライヤに対して利用可能にした又はサプライヤにアクセスを与えた、デーナ及びデーナの顧客に帰属する特許、企業秘密、商標、サービスマーク、著作権、マスクワーク又はその他の知的所有権 (以下「知的所有権」と総称) は、サプライヤがデーナのために何らかの製品を製造、供給又は修理することに伴い、厳密且つこの目的のためだけに知的所有権を利用する権利を除き、サプライヤに移転しないことに合意するものとする。

b. サプライヤの知的所有権： サプライヤは、製品及び役務による成果物に付随、内在、あるいはこれに関連して利用されるサプライヤのすべての知的所有権につき、無期限、満額支払済み、著作権使用料無料、非排他的、全世界にて利用可能且つ解約不能な利用許可をデーナとその関連会社に対して付与するものとする。又、製品及びこれに類似する、あるいはこれと同一の製品を含む各種製品を生産、委託生産、販売、委託販売、製品との結合、販売申込、販売、修理、再構築、再生産、委託修理・再構築・再生産をするサプライセンス許可を他者に対して付与するものとする。

c. ソフトウェアのライセンス： いずれかの製品がソフトウェアの利用を必要とする場合、サプライヤはデーナに対して永続的且つ不可逆的、非排他的、全世界適用且つロイヤルティーフリーで、使用料を満額支払い済み、譲渡可能なソフトウェア使用ライセンス、ならびにすべての関連した資料 (以下「関連書類」) を付与するものとする。デーナ関連会社における不特定多数の従業員、代理人及び下請業者、コンサルタント、第三者役務提供者は、本項の下でデーナに付与された権利を行使することができるものとする。サプライヤはソフトウェアサポートの問合せ先詳細をデーナに対して提供するものとする。サプライヤは、当該ソフトウェアが本契約に記載されている製品保証要件をすべて満たし、プログラムエラーが一切無いことを表明・保証するものとする。当該ソフトウェアが記述の保証要件を満たすことができなかつた場合、サプライヤは不適合なソフトウェアを直ちに修復または交換するものとする。サプライヤは更に、当該ソフトウェアは、ソフトウェアまたは製品の何らか

契約約款

の要素に損傷を与え、無効化、改悪し、妨害あるいは消去する恐れのあるウィルス、トロイの木馬タイプのプログラム、トラップドア、ロックアウト、妨害メカニズムまたは類似の機能無効化ソフトウェアまたはコードを一切有していないことを表明・保証するものとする。「ソフトウェア」とは、何らかの更新、アップグレード、新バージョン、新リリース、バグ修理、技術的改善および高機能化プログラムを含むがこれに限らずに、製品にインストールされている、関連付けられている、または同梱されている、すべてのオペレーティングシステムソフトウェアおよびその他のソフトウェアを指すものとする。

20. 通知：

一方の契約当事者が、本契約の下で他方に通知を行う義務・権利がある場合、かかる通知は、本契約内に別途記載のない限り書面によるものとし、手交された時点、信頼性のある配達状況追跡システムを有する速達クーリエ業者に書面が託されてから 1 日後、郵便物として投函されてから 5 日後、書留郵便物又は受領証明付き郵便物、受領証明返送依頼付き郵便物、郵送料支払済み郵便物として発送された時点、あるいは電子メールとして送信された時点をもって通知は送付されたものとみなされるものとする。本契約の解約及び修正案に関する通知を含む法的通知書は、発注書に記載の住所、又は契約当事者が指定したその他の住所宛に送付されるものとする。製品仕様変更に関する通知を含む作業場の通知書は、電子メール又はその他の書面のかたちで契約当事者のしかるべき代表者宛に送付することができるものとする。

21. 機密保持および情報セキュリティ：

a. 機密保持

(i) 各契約当事者は、相互に取引を行う目的で他社に提供されたすべての情報は、機密且つ専有の情報（以下「機密情報」）であることに合意するものとする。デーナの場合、機密情報は以下のものを含む： (i) デーナ、その関連会社及び顧客の製品に関連した仕様、デザイン、図面、文書、通信記録、データ及びその他の資料、(ii) デーナ、その関連会社及び顧客のオペレーション、業務及び事業に関するすべての情報、(iii) デーナ社の工作器具、(iv) デーナの知的所有権、(v) 本契約の約款。
(ii) 各契約当事者は、相手方の機密情報を適切に秘密扱いとし、受領側契約当事者においてかかる機密情報を知る必要のある役員、幹部、顧問、従業員、代理人及び下請業者（デーナの場合、その関連会社及び顧客を含む）にのみ相手側の機密情報のアクセスを付与し、開示するものとする。いずれの契約当事者も、

相手方の書面による事前の合意なくして、その他のいかなる個人、法人、企業又は機関に対して、直接的又は間接的に相手方の機密情報を開示又は移転しないものとする。

(iii) 受領側契約当事者による何らかの機密情報の不正使用又は開示があった場合、受領側契約当事者によって開示側契約当事者に対してその開示に関する通知を速やかに行い、すべての機密情報の不正使用又は公開につき是正措置をとるものとする。

(iv) 契約当事者の機密情報は、以下のものを含まない： (i) 本契約の違反に当たる不正開示である場合を除き、業界において一般的に知られているもしくは知られるようになった情報、(ii) 開示側契約当事者に対して一切の機密保持義務を負わない第三者を介して、受領側契約当事者が合法的手段で入手した情報、(iii) 開示側契約当事者の機密情報を利用することなく受領側契約当事者が独自に開発した情報、(iv) 開示側契約当事者が開示を承認している情報。

(v) サプライヤは、本供給契約の契約満期又は解約の時点、又はその他デーナによる書面での要請が行われた時点で、追加費用を請求することなくデーナの機密情報とそのすべてのコピーを速やかにデーナに返納するものとする（又は、デーナの選択肢として、デーナの機密情報及びそのすべてのコピーを、自社の顧問弁護士を通して、確実に廃棄した証明を要請する）。

(vi) サプライヤは、本項への実際の違反又はその恐れがある場合、デーナに対して修復不能な損害を招く恐れがあり、その損害は金銭による救済が不十分又は確定することが困難であることから、一切の保証金を納付することなく、デーナに対して一時的・恒久的差止救済及び利用可能なあらゆる公正な救済あるいは賠償を受ける権利を付与することに合意するものとする。

b. 情報セキュリティ

(i) 「デーナのデータ」とは、(i) 本契約に基づいてデーナが作成、提供、提出またはかかる作成、提供、提出作業の原因となった、すべてのデータおよび情報、(ii) デーナの事業に関連して収集した、サプライヤ、その従業員、下請け業者あるいは関連会社が作成、提供、提出またはかかる作成、提供、提出作業の原因となった、すべてのデータおよび情報、(iii) サプライヤ、その従業員、下請け業者あるいは関連会社が本契約履行の一環としての処理、保存を行った上で、デーナに対して、またはその関係者による、本契約履行の一環としての利用を目的として提供した、書式、レポートあるいはその他類似の文書を含む、すべてのこうしたデータおよび情報、を指すものとする。

契約約款

(ii) **セーフガード**： サプライヤは、デーナのデータにつき、以下のような情報セキュリティプログラムを構築するものとする： (i) かかるデーナのデータに関するセキュリティと機密保持を保証すること、 (ii) かかるデーナのデータおよびデーナのデータを処理または保存するサプライヤのシステムにつき、そのセキュリティと全体性を標的とした、予測可能な脅威または危険性から、これらを保護すること、 (iii) かかるデーナのデータおよびかかるサプライヤのシステムに対する一切の不法利用またはアクセスから、これらを保護すること。上記のプログラムは、準拠法を遵守し、サプライヤ自身における類似した性質のデータおよび情報保護水準と同等かこれを上回っており、そしていかなる状況下にあっても、かかるセーフガードおよび手続は、適用可能な役務に対する業界水準を上回るものを用意するものとする。最低でも、上記の一般性を制限することなく、データのデータ保護を目的としたサプライヤのセーフガードは、以下の機能をゆうするものとする： (1) 事業拠点、データセンター、紙ベースのファイル、サーバー、バックアップシステムおよび演算装置 --- これにはすべての携帯端末および情報保存機能を有するその他の機器を含むがこれにかぎらない --- を適切に保護する。 (2) ネットワーク、デバイスアプリケーション、データベースおよびプラットフォームのセキュリティを実施する。 (3) 情報の送受信、保存および破棄を安全に実行する。 (4) メディア、アプリケーション、オペレーティングシステムおよび機器を通して、認証およびアクセス制限を実行する。 (5) 何らかの携帯端末に保存されているまたは公共ないし無線ネットワークを通して送信されるデーナのデータの中でも、機密性が高い (とデーナが特定した) ものを暗号化する。 (6) デーナのデータを、物理的または理論的にサプライヤまたはその他の第三者からの情報と隔離することで、その他の種類の情報と混合することを回避すること。 (7) データを取り扱う人間の身元調査や準拠法に照らした合法性確認といった作業を含むがこれらに限らず、適切な人的セキュリティおよび統合性維持のための手順や要領を実施すること。 (8) サプライヤの従業員に対して適切な情報セキュリティ講習を提供すること。

(iii) **IT セキュリティ評価**： デーナの要請があった場合、サプライヤは情報技術セキュリティ評価 (以下「IT セキュリティ評価」) を実施するものとする。これは、既述のサプライヤの情報セキュリティプログラムにつき、以下の項目のレビューを最低でも含むものとする： (i) 外部コンピューターネットワーク、 (ii) 内部コンピューターネットワーク (無線ネットワークを含む)、 (iii) 情報セキュリティ構造、 (iv) 物理的セキュリティ、 (v) インターネットに接続可能なアプリケーション。サプライヤは、各 IT セキュリティ評価の完了から 30 日以内に、デーナに対して以下の書類を提出する

ものとする： (1) 発見事項要約、 (2) かかる IT セキュリティ評価を通して特定された何らかの不具合に対する、即時改善計画 (いかなる場合であっても、改善期限は 30 日以内とする)。サプライヤはこの計画と期限に基づいて改善措置を実施するものとする。

(iv) **IT アンケート**： 要求があった場合、サプライヤはデーナが提供する IT セキュリティアンケートに回答するものとする。サプライヤは、かかるアンケートへの回答の内容が完全かつ正確であることを表明・保証するものとする。

(v) **情報セキュリティ違反**： サプライヤは、次のようにデーナの事業に悪影響を与える状況が発生したあるいはその発生が疑われる場合、デーナに通知を行うものとする： (a) 何らかのデーナのデータに対する不正な、偶発的または非合法的アクセス、あるいはその取得、利用、損失、開示、改ざん、損傷または処理、 (b) デーナ、その関連会社または第三者の情報システム上に存在するプロセス、機能あるいはデータに対する干渉 (以下「セキュリティ違反」と総称)。通知は直ちに行い、いかなる状況下であってもかかる状況を認識した時点から 24 時間以内に行うものとする。サプライヤの通知書には、かかる違反によるデーナへの影響が分かっている場合はその詳細と、その違反の性質、そしてサプライヤが既に実施済みあるいは今後実施予定の改善措置についても詳述するものとする。サプライヤは、すべての必要且つ実施が望ましい改善措置を直ちに実施し、デーナに全面的に協力し、かかるセキュリティ違反を未然に防ぎ、違反の発生率を抑え、あるいは違反発生時にこれを解決するためのすべての合理的かつ合法的な努力を行うものとする。

22. **品質**： サプライヤは、製品の製作、生産と流通の継続的な品質改善を促進するものとする。サプライヤは、製品又は製品と本質的に類似した役務を提供するサプライヤのためにデーナが指定した品質保証プロセス、検査と標準に従うものとする。これらの標準は「ISO/TS16949 品質システム要件」と、サプライヤ品質マニュアルに規定したもの、並びにその他すべての品質規格及び要領を含むものとする。かかる努力の結果として達成されたすべての原価低減は、製品の総価格削減に貢献するものとなる。サプライヤは、準拠法の下ですべての法定品質規格、製品証明及びその他の品質関連要件に従うものとする。

23. **役務要件**：

a. **現行モデルの役務要件**： デーナによって要求のあった場合、サプライヤは、本契約で定めた当時の現行価格にて、デーナの新型モデルと現行モデルの役務要

契約約款

件のための製品をデーナに供給するものとする。サプライヤは、デーナがその新型モデルと現行モデルの役務要件を満たすことができるよう、必要な時期に必要な員数をデーナに対して供給するものとする。

b. 旧モデルの役務要件： デーナによって要求があった場合、サプライヤは、製品の生産終了から15年間又はデーナの顧客が要求する期間のうち、いずれか長い方の期間（以下「旧モデル期間」）、デーナの旧モデルの役務要件のための製品をデーナに供給するものとする。サプライヤは、デーナがその旧型モデルの役務要件を満たすことができるよう、必要な時期に必要な員数をデーナに対して供給するものとする。製品の当初生産期間後3年間は、旧モデル役務製品の価格は、デーナの現行モデルの役務要件のために製品生産終了時に設定された価格とする。その後、契約契約当事者は必要な材料、部品、熟練工、生産設備維持、梱包、出荷、荷捌きのための追加費用に基づき、旧モデル期間の後の期間を含め、製品の製品の価格、員数及び供給のための納入条件につき、誠意をもって交渉するものとする。

24. 工作器具：

a. 所有権： デーナとサプライヤの間において、本契約の履行の一環として使用するためにデーナがサプライヤに提供し、又はサプライヤに支払（直接的又は製品価格に償却費用を組み込むかたちで）を行って製作・購入させるすべての工作器具、金型、治具、器具、図面、型、テンプレート、ゲージ、部品、材料等々（以下「工作器具」）は、すべてデーナに帰属する動産（以下「デーナの工作器具」）とする。サプライヤは、寄託というかたちでデーナの工作器具を保有し、その占有、監督又管理下にある期間のデーナの工作器具への損害に対して責任を負うものとする。サプライヤは、デーナの書面による事前承認なくしてデーナの工作器具（輸送用コンテナ等を除く）を製造施設から除去しないものとする。デーナの工作器具に対する交換部品、追加機材、改善、関連部品は、当該工作器具に損傷を与えずに取り外すことができない限りはすべてデーナの工作器具の一部となるものとする。サプライヤは、デーナから要請があれば、サプライヤの占有下にあるすべてのデーナの工作器具のリスト及び状態をデーナに対して提供するものとする。

b. 支払： デーナによってサプライヤに提供されるデーナの工作器具以外の工作器具につき、サプライヤが項目明細一覧表と適切な原価記録をデーナに提供し、デーナ公認の「部品提出保証」又はその他のデーナ社内プロセスを通してデーナの工作器具を許可するまでは、デーナはかかるデーナの工作器具の費用を支払う義務を

負わないものとする。サプライヤは、適切な原価記録を提供することができない場合、デーナは、デーナの工作器具に関して課金又は上乗せされた料金の有無によらず、かかる工作器具の公正な市場価格を超える金額を支払う義務を負わないものとする。

c. デーナの工作器具に関するサプライヤの義務： サプライヤは、デーナの指示及びサプライヤ品質マニュアルにおいて更に詳述されている内容に従い、正確な識別を可能にすべくデーナの工作器具にラベルを貼付し、サプライヤの工作器具と隔離するものとする。サプライヤは自らの費用負担において、デーナの工作器具を修繕、整備し、常に使用可能な状態を維持するものとする。一方の契約契約当事者が、いずれかのデーナの工作器具につき、通常の使用にかかる損耗を含む何らかの理由で交換の必要があると判断した場合、両契約契約当事者はかかる交換の時期、プロセスと支払に関して協議を行うものとする。サプライヤは、デーナの書面による事前承認がある場合にのみデーナの工作器具を交換するものとする。サプライヤは、デーナ向けの製品の生産・保管・輸送のためだけに独占的にデーナの工作器具を使用し、その他の目的では使用しないものとする。本契約の全部又は一部の満了又は解約の時点で、サプライヤは、対象となるデーナの工作器具とすべての作業書類、プロセスデータ又はその使用状況を提示するために必要なその他の情報を無料で保管・保存し、その譲渡に関するデーナの指示の受領を待つものとする。

d. デーナの工作器具の引渡し： サプライヤは、いかなる時期であっても、理由の如何によらず、一切の支払いの有無によらず、要請があった場合直ちにデーナの工作器具及びその他のデーナ又はその顧客の資産をデーナに引渡し、デーナは直ちにその占有権を再取得するものとする。サプライヤは、要請のあったデーナの工作器具とその他の資産をデーナに引渡し、サプライヤはデーナの工作器具とその他の資産を、必要に応じてデーナ及びデーナの指定した輸送会社の要件に従って適切に梱包、マーキング、納入をおこなうものとする。サプライヤがデーナの工作器具とその他のデーナ又はその顧客の資産を本項に従って引渡し又は納入をしない場合、デーナはサプライヤの費用負担で (1) 通知や保証金の納付を行うことなく、占有権に関する裁判所の即時執行命令を取得する、(2) 準拠法において許可されている範囲内で、法的手続の実行如何によらずサプライヤの敷地に入構し、デーナの工作器具及びその他の資産の占有権を取得することができるものとする。法令によって認められた範囲内で、サプライヤは、破産、会社更生、あるいはその他の法的手続にある場合、デーナによるデーナの工作器具

契約約款

及びその他のデーナの資産差押に異議申立を行う権利を放棄するものとする。

e. **サプライヤの工作器具**： サプライヤは、デーナの工作器具以外のすべての工作器具（以下「サプライヤの工作器具」）を所有するものとする。サプライヤは、本契約で定めた義務を履行する上で必要なサプライヤの工作器具を、自らの費用負担で準備、使用可能な状態に維持し、必要に応じて交換するものとする。デーナは、デーナ向けの製品のために独占的に使用され、それ以外の顧客向けの製品を生産する上ではサプライヤにとって必要ではないサプライヤの工作器具につき、かかる工作器具の公正な市場価格又は未償却の取得原価と等価かそれ以上の購入価格で購入することができるものとする。

f. **担保権**： サプライヤは、デーナ及び必要に応じてデーナの顧客に対して、デーナの工作器具とすべての付属部品とその周辺機器、代替品及び交換部品並びにこれにより生じる利益に付された担保権を付与し、デーナ及び必要に応じてデーナの顧客、その代理人に対して、デーナの代理且つ被委任者として、デーナの工作器具が置かれている場所を管轄する地域の法令に従い、かかる資産の担保権を証明又は弁護する上で必要と思われる場合に、かかる資産の融資報告書並びにその修正文書、類似の文書、これらに相当する文書の作成・署名・提出を行う権限を付与するものとする。サプライヤは、デーナの工作器具に対してサプライヤが抵当権を主張する権利を与えることになるすべての法的利益を明示的に放棄し、本状分に従いデーナとその顧客に利する担保権に関するものである場合を除き、サプライヤは、デーナの工作器具にあらゆる担保権、請求、督促、抵当権又はその他の一切の債務が付随しない状態を維持するものとする。

25. **廃材**： デーナにより提供された又はデーナの代理で調達した原材料から回収された、あるいは製品の生産過程で発生したすべての廃材（以下「廃材」）は、デーナの独占的な私有財産とする。従い、デーナは自己裁量で、いかなる時期であっても、廃材の占有権を取得又はサプライヤ又は第三者により廃材処理の要望をサプライヤに対して通知することができるものとする。デーナの指示を受領後、サプライヤはデーナの指示に基づいて対象となる廃材の処理を行うものとする。製品の製造中いかなる時期であっても、サプライヤは、その他の顧客のためにサプライヤによって実施された生産活動から生じた廃材と、デーナ関連の廃材とを混合しないものとする。

26. **法令遵守と営業行為**：

a. サプライヤは、本契約で定めた義務を、いずれかの政府又は規制当局により交付・解釈・執行されているものも含め、対象となる国、その他の国、州、郡、都市、地方又はその他の行政区分の法の下で効力を持つすべての準拠法（判例法の下で生じている法令を含む）、法規、規約、規則、規制、報告又は許認可要件、条例又はその他の公告（以下「法令」と総称）を遵守、及びその遵守の証拠を提示しつつ履行することを表明し、保証し、約束するものとする。サプライヤは、デーナ、その関連会社及びそれらの各顧客が、すべての法律を遵守する上で合理的に必要とされるすべての情報をデーナに提供するものとする。サプライヤは、www.dana.comの「サプライヤ」リンクの下か、あるいはデーナが指定する場合のあるその他の場所です手可能な、デーナ社サプライヤ営業行為ガイド（以下「サプライヤ営業行為ガイド」）を精査し、これを遵守することを表明し、保証し、約束するものとする。サプライヤ営業行為マニュアルは、この参照をもって本契約約款の一部として扱うものとする。

b. **輸出及び外国貿易管理法**： サプライヤは、自社とその下請業者がすべての該当する輸出規制及び制裁法令を遵守することに合意するものとする。

c. **環境報告書**： 何らかの製品の出荷前に、サプライヤは、(i) 製品（又は製品の半組立品、製作過程、生産工程において使用された製品）に直接的又は間接的に関連のあるすべての安全データシート、(ii) すべての準拠法、デーナ社の環境又は類似の事項に関連したすべての要件に従い、デーナが時に応じて作成を要請する場合のあるその他の書類を、デーナに対して提供するものとする。サプライヤは、かかる書類に対する何らかの変更がある場合、速やかにデーナに通知するものとする。

d. **罰金**： 本契約第 26 条の違反に伴いサプライヤ又はその代理人あるいは従業員に対して生じたすべての罰金、違約金、法廷費用につき、デーナは払い戻しを行わず、サプライヤ又はその代理人あるいは従業員の単独責任とする。

27. **正当な遅延、労働争議と危機管理計画**：

a. **定義と責任**： いずれの契約契約当事者も、過失又は怠慢のない自然災害、戦争、不可抗力、政府当局による行動、通商停止、テロ行為、裁判所による強制命令又は執行命令（以下「正当な遅延」）によって生じたいかなる納期遅延又は契約義務の履行失敗につき、相手側に対する責任を負わないものとする。疑義を避けるために、正当な遅延は以下の事項を含まない： (i) サプライヤの下請業者又はサプライヤの行為又は不作為（物価上昇、

契約約款

又はサプライヤが通常あるいは慣例的な供給元から必要な製造資材を調達する能力の欠如を含む)、(ii) ロックアウト、ストライキ又はサボタージュを含む、サプライヤの下請業者又はサプライヤの労働争議、(iii) 準拠法遵守の失敗。サプライヤ側で正当な遅延が発生した場合、サプライヤは遅延又は失敗についてその性質と予測される期間を速やかにデーナに対して通知するものとする。正当な遅延事由が長期にわたり継続するか、又はデーナの合理的な意見に基づき、デーナ又はデーナの生産活動のいずれかを脅かすのに十分な期間継続する可能性が高い場合、デーナは発注書を解約する権利を有するものとする。正当な遅延により、本契約で定めたサプライヤの義務履行能力が、30 日間の期間において連続して 24 時間以上、もしくは合計で 36 時間以上にわたり阻害・妨害・遅延されているということを、デーナが公平に判断した場合、デーナは代替調達先から交換製品及び役務を調達することができるものとし、サプライヤは契約義務の履行遅延の継続している間、かかる交換製品及び役務と、発注を受けた製品又は役務の支払上の差額につき責任を負うものとする。

b. **労働争議**： サプライヤは、発注書のタイムリーな履行を遅延させる又は遅延の脅威となる、実際に発生したあるいは潜在的な労働争議につき、デーナに通知するものとする。かかる労働争議が発生した際、及びデーナから要請がある場合、サプライヤは、デーナの生産工程の遅滞なき運行を保証するために、デーナ独自の裁量で決定される十分な供給量の製品を準備するものとする。

c. **危機管理計画**： サプライヤは、本契約に従ってデーナに対して危機管理計画を既に提出している場合を除き、契約発効日から 30 日以内に、正当な遅延によるすべての原材料不足又は供給途絶といった事態を想定した危機管理計画を、デーナの精査と承認を受けるために提出するものとする。加えて、正当な遅延とはみなされないものの、サプライヤは、以下の事態を想定した危機管理計画を、デーナの精査と承認を受けるために提出するものとする：(i) 生産拠点におけるストライキ又はその他の労働争議の発生、(ii) いずれかの生産拠点における、あるいはサプライヤの製造機器に対する、契約義務履行能力を損なう何らかの生産混乱事象、(iii) 電力途絶、労働力不足、主要設備の故障及びフィールドリターンといった緊急事態。サプライヤは、契約年度毎に最低でも一回はかかる危機管理計画の実施訓練を行い、かかる計画が実際に予測されたとおりに機能することを、デーナが合理的に承諾できるかたちで実演するものとする。契約契約当事者は、時に応じて打ち合わせを行い、必要に応じてかかる計画の最新状況について協議するものとする。

る。サプライヤが、受容できる危機管理計画の準備・維持をできない、又は正当な遅延の発生時にサプライヤが件の危機管理計画を実行できない場合、かかる正当な遅延は第 27 条 a 項の適用は受けないものとする。

28. 調査と監査：

a. 最低でも 48 時間の事前通知を行った上で(状況が合理的にかかる通知を妨げる場合を除く)、サプライヤは、デーナとその内部・外部監査人、調査員、規制当局者及びデーナが時に応じて指定する場合のあるその他の代表者(以下「デーナ調査員」)による訪問と、サプライヤとその下請業者及びそれらの施設、並びにその会計簿と記録に対する監査と調査(以下「調査」)の実施を受け入れるものとする。本監査の目的は、以下の通りとする：(i) サプライヤの請求書と価格の正確性と完全性の検証、(ii) 製品と製品の製作に使用されているすべての工具、機械、資材、プロセス等の調査・検査・評価、(iii) 第 4 条(競争力)に基づくサプライヤの競争力の検証、(iv) 第 7.b 項(変更)に基づいてサプライヤが提出したすべての調整請求の検証、(v) 本契約で定めたすべてのサプライヤの義務に関連して、サプライヤの占有・管理下にあるすべての関連記録、文書、資材の調査・検査、(vi) 本契約に関するサプライヤの過去の契約遵守状況と現在の義務履行能力の検証。本項に関連して実施されるすべての調査は、デーナの費用負担で行われるものとする。但し、財務調査によりサプライヤが請求すべき金額につき 5 パーセントを超えてデーナに対して請求していた場合、サプライヤはデーナからの要請があった日から起算して 30 日以内にかかる監査にかかる全費用を払い戻すものとする。デーナの監査人による監査又は検査は、サプライヤが納入前に製品に対して検査・試験を行う義務あるいは本契約で定めたその他の義務を一切免除、軽減又は変更するものではない。

b. 上記第 28.a 項の下に定めたサプライヤの義務を制限することなく、サプライヤは、自社の会計年度終了日または別途要求があった日から 30 日以内に、デーナに対して、次のような直近の監査済み財務報告書を提出するものとする：(a) サプライヤの財務報告書、(b) 製品の製作、供給、資金調達に関与している、すべてのサプライヤの関連会社の財務報告書。財務報告書には、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および証券書類を含めるものとする。デーナは、サプライヤが本契約における義務を履行する上で、現在の業務容量を評価する目的の範囲内でのみ、本第 28.b 項の下に基づいて提供された財務報告書を利用できるものとし、そのほかの目的には利用してはならないものとする。但し、サプライヤが書面でこれを許可している場合はこの限りではな

契約約款

い。第 21 条で定めたデータの機密保持義務は、データによるサプライヤの財務報告書受領に対して明示的に適用されるものとする。

c. 財務報告書、調査またはデータによるサプライヤのリスク得点表に基づき、データがサプライヤは本契約の下の義務を履行することができないと合理的に判断した場合、データは自己裁量により、サプライヤの協力を得ながら、サプライヤからの製品の購入の一部または全部を他の調達先から購入することができるものとする。

29. **文書保管：** サプライヤは、一貫して適用される、一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、本契約に関連するすべての記録、帳簿、文書及びデータが保管するものとし、かかる情報を以下の期間保管するものとする： (i) 本契約の解約又は満期日から 7 年間、又は (ii) 法律で義務付けられた最長の期間のうち、いずれか長い期間。かかるすべての記録、帳簿、文書及びデータは、サプライヤが合理的と判断する形式（例：紙媒体又は電子データ）で保管するものとする。

30. 契約当事者の地位：

a. サプライヤは、独立請負人であり、データの従業員、代理人、パートナー又はジョイントベンチャーパートナーではなく、本契約におけるいかなる内容も、目的の如何によらずいずれかの契約当事者をして相手方契約当事者の代理人又は法的代理人とならしめるものではない。いずれの契約当事者も、相手方契約当事者の代理としていかなる債務を引き継ぐ又は発生させる権限を有さないものとする。

b. サプライヤは、本契約で定めたその義務を履行する上で必要な人員、資材、機材を提供するものとする。本契約で定めた役務を行うすべての人員はサプライヤの従業員であり、常にサプライヤの排他的な指示と管理の下にあるものとし、サプライヤはかかる従業員の報酬と給付金、社会保障・所得税、源泉徴収、失業・労災補償及び類似の事項に対して単独責任を負うものとする。サプライヤは、その従業員と許可を受けた下請業者がデータ社敷地内に居る間は、常にデータの保安・安全規則を遵守することを保証するものとする。

31. **譲渡と業務委託：** サプライヤは、データの書面による事前の合意なくして、本契約の全部又は一部、並びに本契約で定めた義務及び権利を、委託・移転・譲渡しないものとし、かかる合意のない譲渡の試みは無効であり、執行能力を持たないものとする。本契約の目的に基づき、サプライヤの関連会社は下請業者とみなされ

るものとする。データがサプライヤに対して本契約で定めた義務の一部を業務委託することを許可した場合、サプライヤは、データの書面による事前承認なくして下請業者を変更することはできないものとし、かかる変更は、適用可能なデータ要件及びサプライヤ品質マニュアルに従って行われるものとする。サプライヤは、たとえかかる義務がデータによって承認された下請業者に委託されるとしても、本契約で定めたすべての義務のタイムリーかつ適切な履行に関する主たる責任と、何らかの義務を委任・委託したすべての個人・法人によるすべての義務のタイムリーかつ適切な履行に関する主たる責任については、引き続きこれを負うものとする。データは本契約の全部又は一部、並びに本契約で定めた権利及び義務を、サプライヤの合意なくして譲渡することができるものとする。

32. **強制労働及び児童労働：** サプライヤは、以下の要件を遵守するものとする： (a) サプライヤの従業員の一週間及び一日の労働時間は、すべての準拠法を遵守した内容であること、(b) サプライヤは、いかなる人物に対しても不本意又は何らかの脅迫・恐喝の下で労働を強制するような行為は一切しないこと、(c) 製品を製作するために使用されるサプライヤの施設で勤務するすべての労働者は、国際労働条約によって規定された雇用要件の最低年齢か、又は準拠法のそのうち、いずれか高い方を遵守すること。

33. 解約：

a. **正当事由：** 相手方契約当事者が、本契約で定めた何らかの表明、約束又は補償のいずれかを含め、本契約約款の内容を拒否又は違反した場合、又はタイムリーかつ適切な義務の履行を保証するための進展を見せられない場合、相手方に負債なしで、いずれの契約当事者も、相手方契約当事者に債務を負うことなく本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。この場合、非違反側契約当事者は相手方契約当事者に対して、かかる失敗又は違反を詳述した状況通知書を先ずは提出するものとし、相手方契約当事者はその違反を是正・修復するよう記された書面による通知受領日から 15 日（又は状況により商業的に合理的な限り、更に短い期間）の猶予を持つものとする。この状態がかかる期間内に是正又は修復されない場合、非違反側契約当事者は更なる通知を行うことなく直ちに解約を行うことができるものとする。

b. **破産：** データは以下の事象又はその他の類似した事象が発生した場合、サプライヤに債務を負うことなく本契約の全部又は一部を直ちに解約することができ

契約約款

るものとする：(i) サプライヤの破産、(ii) サプライヤによる自発的な破産申立の届出、(iii) サプライヤを相手取った何らかの非自発的な破産申立の届出、(iv) サプライヤの管財人又は被信託人の任命、(v) 約束手形又は小切手の不渡りのようなサプライヤの財務信用の重大な悪化、(vi) サプライヤによる債権者の利益保護のための契約譲渡、但しかかる申立の任命又は譲渡は、かかる事象の発生から 15 日以内に取り消されるか又は無効にされないことを前提とする。

c. **便宜**： デーナは、その裁量により、サプライヤに対して 30 日前の書面による通知を行うことで、便宜を目的に本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。かかる解約が行われる場合、デーナの唯一の債務とサプライヤの唯一かつ排他的な救済策は、デーナが重複することなくサプライヤに以下の金額を支払うことによるものとする：(i) 本契約に基づいて完成し、納入され、前払いされていないすべての製品及び役務の金額、(ii) 製品を製作する上でサプライヤ側で生じた仕掛品及び原材料の実費。但しかかるコストは、本契約の解約部分に対して一般に公正妥当と認められた会計原則に照らして、適切に割当可能かつ配当可能な限りにおいて合理的な金額とする。別途書面で承認されない限り、は発注書を越える量の完成品、仕掛品又は原材料（組立済み又は調達済みのもの）、標準的な在庫品又は容易に転売の可能な製品、他の顧客向けに使用することが可能な完成品、仕掛品又は原材料、サプライヤの下請業者による請求、逸失利益、未回収の間接費、債権の利子、製品開発又はエンジニアリング費用、未償却の減価償却費用、あるいは一般管理費及び事務経費に対して、デーナは一切の支払いを行わないものとする。解約発効日から 30 日以内に、サプライヤは、デーナが請求を評価するのに十分な証憑書類を添付した包括的解約請求書を提出するものとする。

d. **支配権の変更**： サプライヤの直接的または間接的な支配権に変更が生じた、又はサプライヤがデーナの競合他社を買収あるいはこれと合併することになった場合、デーナは、サプライヤに対して 30 日前の書面による通知を行うことで、本契約の全部又は一部を解約することができるものとする。支配権の変更は、以下の事項を含むものとする：(i) 製品の生産のために使用される、サプライヤ資産の大部分の売却、リース又は交換、(ii) サプライヤまたはその直接または間接的な親会社の 50% 以上株式資本、あるいはその支配権の売却又は交換、(iii) サプライヤまたはその直接または間接的な親会社の投票権又はその他の支配権合意事項の実行。支配権の変更が実効となってから 10 日以内に、サプライヤは、支配

権の変更に関する書面による通知をデーナに対して提供するものとする。

34. **解約時の援助**： 本契約の全部又は一部の満了又解約が行われた場合、その理由如何によらず、サプライヤは、追加費用を請求することなく以下の行為を行うものとする：

a. デーナからの要請があった場合、デーナ独自の裁量に基づき必要とされる期間、デーナが代替サプライヤへの製品購入移管作業を行うために、製品を引き続き供給すること、

b. デーナからの要請があった場合、デーナによる製品及び役務の代替調達先の特定作業、デーナによって選択された代替調達先への移管作業の補助すること、

c. サプライヤ、その下請業者又はそのサプライヤの占有下にあるすべてのデーナの資産保護に必要なあらゆる手段を講じること、

d. サプライヤから購入することにデーナが合意した製品、サプライヤ工作器具、仕掛品及び原材料の所有権及び占有権を移転し、デーナの工作器具及びその他のデーナ社資産をデーナに返却すること、

e. デーナによって合理的に要請されるその他すべての解約時の援助を提供すること。

35. **広告**： 契約期間及び満了後、デーナからの書面による事前の合意なくして、本契約の履行のために必要な場合と法律で義務付けられている場合を除き、デーナ及びデーナの顧客との関係について、サプライヤは広告を展開したり公表したりしてはならないものとする。

36. **電子通信**： サプライヤは、電子資金取引、発注書送受信、製作許可書、電子署名及び通信のための要件を含め、デーナによって指示された電子通信方法を遵守するものとする。

37. **完全合意、優先性、修正**： 本契約は発注書の対象に関して完全な合意を構成するものとし、本契約において明示的に特定されている場合を除き、契約当事者間で事前に成されたすべての口頭又は書面による表明に優先するものとする。サプライヤの見積書、売上伝票、請求書、発注請書、発注書又はその他すべての受諾書に記載されているすべての約款、インターネットウェブサイトにはサプライヤが投稿したすべての文書において、本契約約款と相反する内容のものがあった場合も、それら

契約約款

はいずれの契約当事者に対しても無効かつ拘束力を持たないものとする。本契約は、その対象事項に関して両契約当事者の関係を排他的に支配するものとする。本契約約款、発注書、あるいは参照により統合されたその他の文書の間で、調整の不可能な何らかの不一致又は相反する内容がある場合、適用優先順位は以下の通りとする：本契約約款、続いて発注書、次に参照により統合されたその他の文書。両契約当事者において正当な権限を与えられた代表によって書面化され、署名された場合を除き、本契約約款を修正する目的の修正、後行条件、条件、理解、あるいは合意は、一切の拘束力を持たないものとする。

38. 権利の放棄と契約の可分性： 本契約で定めた権利のうちいずれかの行使にいずれかの契約当事者が失敗した場合、それがいかなる時においても本契約の定められた権利又はその他すべての権利を放棄したとはみなされないものとする。本契約のいずれかの部分が何らかの準拠法の下で無効となった場合、かかる部分は無効化したとみなされるが、本契約の残りの部分はその後も一切の効力を失わないものとする。

39. 紛争の解決： 相手方に対して何らかの法的救済手段を追求する前に、被害契約当事者はその紛争につき相手方に対して書面による通知を行うものとし、正当な権限を与えられた代表者間の対話を通して、誠意をもって交渉に努めるものとする。交渉を通して紛争解決することができない場合、いずれの契約当事者も、第 40 条（準拠法、裁判地と救済措置）に従い訴追手続を行うことができるものとする。上記の規定にもかかわらず、本契約はいずれの契約当事者に対しても、以下の管轄権限を有する法廷又はその他の裁判所に申立を行う権利を何ら制限するものではない：(i) 本契約の実現している又はその恐れのある違反に対する、あるいは修復不能な損害の回避、かかる紛争が解決されるまでの現状維持を目的とした、暫定的、一時的、初期的な救済措置を求めること、又は (ii) 法的措置をとることが、両契約当事者間で書面において明示的に合意されている場合、紛争を解決するためのその他のいかなる手段をも講じること。

40. 準拠法、裁判地と救済措置：

a. **準拠法：** 本契約は、抵触法の条文を適用することなく、日本の法律に準拠し実施されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、個々の事例において本契約には適用されないものとする。

b. **裁判地：** 本契約を実施するための法的措置をとる際、契約当事者は、東京地方裁判所が、本契約から

又はこれに関連して生じるすべてのあらゆる法的紛争、措置又は訴訟につき、排他的且つ第一審裁判所管轄を有することに合意するものとする。

c. **救済措置：** 本契約における契約当事者の救済措置は重複的であり、普通法・衡平法において両契約当事者にとって利用可能なその他すべての救済策に追加することができるものとする。

41. 解釈と説明： 本契約の解釈は、以下の解釈原則によって支配されるものとする：(a) 文脈の必要性に応じて、単数形の単語は複数形を含み、その逆もまた同様とし、そして一方の性別を示す単語はもう一方の性別を含むものとする、(b) 「含む」という単語及びと類似の言葉は「含むが、それに限らない」という意味を持つものとする、(c) 条文は、連続した事象及び取引に適宜適用されるものとする、(d) 本契約に含まれる見出しは、参考のみを目的としたものであり、本契約の意味や解釈に何ら影響を与えないものとする。契約当事者は、両者が等しい知的素養と交渉力を有していることから、契約起草者に対する多義性を説明している契約解釈の通例は、本契約には適用されないことに合意するものとする。従い、すべての用語は、それぞれの明白な意味を与えられるものとする。

42. 存続： その性質により、契約の解約又は満期後も存続することが予想される、本契約のすべての条項は、第 15 条（保証、不適合製品とリコール）、第 18 条（保険と補償）、第 21 条（機密性）、第 23 条（役務要件）、第 34 条（解約時の援助）、第 40 条（準拠法、裁判地と救済措置）及び第 42 条（存続）を含め、本契約のかかる解約又は満期後も存続するものとする。

43. 拘束力のある効果： 本契約は両契約当事者とそれらの各後任者、すべての正当な権限を付与された譲受人を拘束するものとする。サプライヤはデーナに対して、デーナはサプライヤに対して、本契約の義務の履行を妨げる又はこれを制限する一切の契約上の義務やその他の法的義務、制約や又は無能力下でないことを保証するものとする。